

厚木市職員元気アップ表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市表彰条例(昭和42年厚木市条例第42号)及び厚木市職員表彰規程(昭和55年厚木市訓令第3号)に定めるものを除くほか、職員の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 市の業務に関し、有益な発明、改善、研究等をしたとき。
- (2) 職務の遂行について他の模範となる成績を挙げたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が表彰することがふさわしいと認めたととき。

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者の決定は、副市長、教育長又は所属部長の内申に基づき、市長が決定するものとする。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、行政連絡会議において行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、市長が表彰状を授与し行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 厚木市職員表彰要綱(平成9年2月14日施行)は廃止する。